

【資料】

(その他)

第11条 この協定に定めのない事項は、県社協と市町村社協が協議して定めるものとする。

附 則

この協定は、平成22年11月1日から施行する。

社会福祉法人

社会福祉法人 千葉県社会福祉協議会